別記様式第５号（第６条関係）

本人通知制度登録（変更・廃止）届出書

年　　　月　　　日

美祢市長　　　　　　　　　様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（〒　　－　　　　）

申請者　住　所

（代理人）氏　名

　美祢市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度に関する要綱第６条の規定に基づき、次のとおり届け出ます。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 登録者氏名 | フリガナ | 生年月日 |  |
|  | 年　 月　 日 |
| 登録の内容を変更する事項 | | | |
| 変　更　前 |  | | |
| 変　更　後 |  | | |

　代理人が申請をする場合は、次の欄に記入ください。

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 代理人区分 | １ 未成年者の法定代理人　　２ 成年被後見人の法定代理人  ３ その他代理人 | | |
| 代理人氏名 | フリガナ | 生年月日 |  |
|  | 年　 月　 日 |
| 住　　　所 |  | 連絡先 |  |

注１ 各欄に必要事項を記入し、該当する番号に○印をつけてください。

２ 次の書類を提出又は提示してください。

　　(１) あなたが申請者本人であることを証明する書類(運転免許証、旅券、顔写真付き住民基本台帳カード等)

　　(２) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類(戸籍謄本等)

　　(３) あなたがこの申請に係る「その他代理人」であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任者の本人確認書類の写しを添付した委任者の自書による委任状）

※ 事務処理欄

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 受 付 | 審 査 | 入 力 | 確 認 | 本人等の確認書類 | | 備 考 |
|  |  |  |  | □本人 | □免許証、旅券、住カ |  |
| □法定代理人 | □健康保険証、年金手 |
| □その他代理人 | □その他（　　　　） |

**本人通知制度について**

１　本人通知は、登録した者に係る住民票の写し（除票を含む。）、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し（除附票、改製原を含む。）、戸籍謄本・抄本（除籍、改製原を含む。）、戸籍記載事項証明書（以下「住民票の写し等」という。）を、第三者（本人等 (注) の代理人及び本人等以外の者(国又は地方公共団体の機関を除く。) をいう。以下同じ。）に交付した場合に、その事実について通知するものです。

（注）本人等・・（住民票関係）本人又は本人と同一の世帯に属する者

　（戸籍関係）本人、本人の配偶者、直系尊属又は直系卑属

２　登録者に係る住民票の写し等を第三者に交付したときは、登録者又は法定代理人に住民票の写し等交付通知書を送付します。ただし、市長が特別の事情があると認める場合を除きます。

３　住民票の写し等交付通知書では、次の事項をお知らせします。

　（１）住民票の写し等の交付年月日

　（２）交付した住民票の写し等の種別及び通数

（３）交付請求者の種別

　なお、交付請求者の種別は「本人の代理人」「第三者請求・個人」「第三者請求・法人」「第三者請求・職務上請求書」の４種類です。また、交付請求者の氏名、住所等を通知することはできませんので、あらかじめご了承ください。

４　登録を希望する者が疾病その他やむを得ない理由により自ら手続をすることができない場合は、代理人により登録の申請をすることができます。

５　郵便又は信書便による登録の申請は、次のいずれかに該当する場合にすることができます。

　（１）疾病等により直接申請をすることができない場合

　（２）他の市区町村に居住し、遠隔地等の理由により直接申請をすることができない場合

６　登録を廃止しようとする場合、転出又は転居等により登録をした内容に変更が生じた場合は、届出が必要です。

７　登録者が死亡、居所不明等により住民票を消除されたときは、登録を廃止します。